

令和2年 第2回臨時会

# 美 深 町 議 会 会 議 録

令和2年5月14日 開会

令和2年5月14日 閉会

美 深 町 議 会

令和2年第2回臨時会  
美深町議会会議録  
第1号 (令和2年5月14日)

---

◎議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第24号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第25号 財産の取得について
- 第 6 議案第26号 令和2年度美深町一般会計補正予算 (第1号)

◎出席議員 (11名)

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 名取明美君 | 2番 田中真奈美君 |
| 3番 和田健君  | 4番 五十嵐庄作君 |
| 5番 岩崎泰好君 | 6番 藤原芳幸君  |
| 7番 小口英治君 | 8番 中野勇治君  |
| 9番 荒川賢一君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 南和博君 |           |

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 町長 山口信夫君         | 副町長 今泉和司君       |
| 総務課長 川端秀司君       | 住民生活課長 渡辺美由紀君   |
| 保健福祉課長 後藤裕幸君     | 農務課長 山崎義典君      |
| 建設水道課長 杉本力君      | 会計管理者 政岡英司君     |
| 総務グループ主幹 小林一仙君   | 企画グループ主幹 中江勝規君  |
| 保健福祉グループ主幹 小野勇二君 | 建設林務グループ主幹 竹田哲君 |

◎教育委員会

教 育 長 草 野 孝 治 君      教 育 次 長 望 月 清 貴 君  
教育グループ主幹 大 堀 裕 康 君      教育グループ主幹 和 田 政 則 君

◎農業委員会

事 務 局 長 山 崎 義 典 君

◎監査委員事務局

事 務 局 長 玉 置 一 広 君

◎議会事務局

事 務 局 長 玉 置 一 広 君      事務局副主幹 服 部      満 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達しておりますので令和2年第2回美深町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、7番 小口議員、8番 中野議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。  
玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。まず、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から令和2年4月実施の例月出納検査報告書は、写しを配布しておりますのでご了承願います。次に、長側の提出議案について、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件、補正予算1件です。次に、説明員について、新型コロナウイルス感染予防対策として、出席者を限定しております。また、議場内換気のため、一部ドアを開けておりますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 議案第24号 工事請負契約の締結について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第24号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第24号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。今回の工事請負契約の締結につきましては、チョウザメ屋外親魚水槽工事に係るものでありまして、工事請負業者を決定するため、5月12日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案書の説明をさせていただきますので、お手元の議案書1ページをご覧頂きたいと思います。

議案第24号 工事請負契約の締結について。次の通り工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。1、契約の目的 チョウザメ屋外親魚水槽工事。2、契約の方法 指名競争入札による契約。3、契約金額 7,150万円。4、契約の相手方 美深町字東4条北4丁目7番地 株式会社山崎組、代表取締役社長 山崎晴一。4社による指名競争入札を12日に実施してございまして、この入札に係ります予定価格が6,780万円でございます。これに対しまして、落札最低価格が6,500万円、消費税込みの金額、7,150万円を契約をしようとするものでございます。2ページ、次の1枚めくっていただきまして、資料をお付けしておりますので、若干ご説明申し上げたいと思いますが、工事場所につきましては辺溪のチョウザメの施設の室内でございまして、工期が11月30日を予定するものであります。工事概要につきましては、親魚水槽、これを18基設置いたしまして、それに係ります取水側溝、道路、これらの施設を合わせて工事を行うものでございまして、水槽には防水の施工もするというものでございます。なお、平面図、断面図につきましては、このページの中より下の方に記載してございますので、併せてご覧いただければと思うところでございます。以上で、議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから、議案第24号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから、議案第24号について採決します。議案第24号 工事請負契約の締結について、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第24号は可決されました。

---

◎日程第5 議案第25号 財産の取得について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第25号 財産の取得についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第25号 財産の取得について提案説明を申し上げます。今回の財産の取得につきましては、平成17年度に購入して、15年間使用いたしました除雪ドーザーを更新し、冬期間の住民生活の基盤確保を図るものである。購入業者を決定するため、5月12日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。議案第25号 財産の取得について。次の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。1、取得財産 除雪ドーザー、13t級。2、取得金額 2,068万円。3、取得先 旭川市永山3条11丁目2番5号、コマツカスタマーサポート株式会社 北海道カンパニー旭川支店 支店長 山崎信宏。同じく12日に5社による指名競争入札を実施してございます。入札に付しました予定価格、これは税込価格になってございます。自賠責保険込みでやっておりますので、税込価格ということで予定価格が3,672万6,720円でございます。これに対する最低落札価格が2,068万円と、この金額をもって契約を締結しようとするものでございます。4ページ、3ページの裏面になりますけれども、資料としてつけておりますが、契約しようとする機種、コマツのWA270-6型と、いう機種でございまして、納入期限、契約期間を令和3年2月26日までとするものでございまして、なお、機種の主要諸元のつきま

しては、ここに記載の通りとなっておりますので、お目通しいただきたいと思います。  
以上で議案第25号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから、議案第25号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 小口議員。

○7番（小口英治君） これは従来使っていた除雪ドーザーの処分方法をお聞きしたいと思えます。

○議長（南 和博君） 竹田建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（竹田 哲君） 従来使っていました機械につきましては、交付金の要綱によりまして、処分制限期間過ぎたものにつきましては、下取りにしなくても良いということになっておりまして、今回も下取りには出しておりません。それで、納入されましたら、町の方の除雪、町施設の除雪に使用するのか、それとも、公売にかけて処分するのか、今、ちょっと、協議中でございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） このドーザーの納入期限が2月26日となっておりますけれども、本来であれば冬のための除雪機械ですから、町として申し出るのは妥当なところとしては11月30日ですとか、12月1日というところだとは思いますが、2月26日ということは、事情は、察しはつくのですけれども、これの説明をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 竹田建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（竹田 哲君） たとえば、納入の期限なのですけれども、只今、新型コロナウイルスの関係がありまして、各工場が止まっているという情報がありましたので、入札前に各メーカーさんの方に問い合わせ、納入可能かどうか確認しております。普通の状態でいけば11月30日に納入できると回答を得ておりますが、コロナの状況で状況が変わるかもしれないということで、一応、2月の納期に設定したということでございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） と申しますと、状況によっては2月26日も危ない可能性もあるかもしれないのですけれども、そのくらいは余裕をもったということで、可能であれば現状としては納車が出来るとなっていて、なり次第、納車になると、いう考えでよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 竹田建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（竹田 哲君） その通りでございます。

○6番（藤原芳幸君） わかりました。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 同じ質問です。

○議長（南 和博君） ほか、ありませんか。なければ質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから、議案第25号について採決します。議案第25号 財産の取得について、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第25号は可決されました。

---

◎日程第6 議案第26号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第26号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第26号で提出しております、令和2年度美深町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。政府による新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出され、現在も継続されるなか、町民の暮らしや経済活動にも影響が及んでおり、町民や事業者をはじめとして、地域が一丸となって、今まで、今、できる対策に取り組まなければならないという状況にあります。こうした町民の暮らしや、経済活動の現状を踏まえた対策として、緊急対策事業を実施するため、一つには感染防止対策の強化、もう一つは生活や経済への影響緩和策について補正予算を提案するものであります。感染防止対策の強化では、美深町の独自施策として、3つの事業を行います。1つとして、まず、教育施設等における子どもたちの感染対策、予防対策として、揮発させた次亜塩素酸を空中に放出して細菌やウイルスを抑制する空間除菌脱臭機を小中学校と幼児センターの各教室、COM100の子ども教室、町民体育館の幼児用のプレイルームに設置するほか、多くの町民などが出入りする役場庁舎の総合窓口などにも設置する事業に1,290万円追加します。併せて学校などの教育関係施設に非接触型体温計を備えるため5万円を追加します。2つ目として新型コロナウイルスの感染拡大・蔓延防止をするため、現在も品薄状態が続いて入手が困難となっているマスクを全町民1人につき10枚配布する事業に719万円追加いたします。3つ目として感染症発生時や避難所利用の対策としてマスクの他、防護服セット、消毒用エタノールを備える災害用備蓄品等購入事業に51



1万円を追加いたします。次に、生活や経済への影響緩和策として国の対策2つを含めて4つの事業を行います。1つは国の施策で町民1人につき10万円給付する特別定額給付金事業について4億2,444万5千円を追加いたします。2つ目として同じく国の政策として児童手当を受給する世帯の対象児童1人につき1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業に480万5千円を追加いたします。3つ目は美深町独自の事業者向けの支援策で新型コロナウイルス感染予防の影響で売り上げが大きく減少した事業者に対して今後の経営維持を支援し、再起の糧としていただくため、50万円を上限として支援する経営支援給付金事業に3,500万円を追加するものであります。最後に4つ目として町内飲食店テイクアウトPR事業につきましても町の独自支援策であります。外出自粛要請による影響が大きい飲食店の出前やテイクアウトをPRするため、商工会が行う補助事業を後押しする支援策として100万円を追加いたします。以上、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業7事業のほか、緊急に対応が必要な町有施設の修繕3件の経費についても補正するものであります。

次に、歳入でありますけれども、追加補正に係る財源につきましては、国庫補助金のほか公共施設整備基金、財政調整基金、および前年度繰越金を充てております。以上によりまして、歳入歳出それぞれ4億9,955万円を追加し、一般会計歳入歳出予算の総額は59億5,675万円となるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは、別冊配付の議案第26号の説明をいたします。

令和2年度美深町一般会計補正予算（第1号）。令和2年度美深町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） これから、議案第26号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 3点ほどお伺いしたいと思いますが、1つ目は、特別定額給付金についての質問をしたいと思います。これについては、5月8日の防災情報端末機で給付金についての周知がございました。それ以来、今日まで13回か14回の周知をしているところですが、ただ、5月8日から9日、10日にかけて、本来この周知が郵送であるということと、オンラインの2つの方法があるということで、最初に周知があったのですが、8日から9日、10日にかけて7回にわたり、オンラインによる取扱の注意事項等が防災

端末で流れました。けっこう皆さん迷われて、オンラインの形ではないとできないのだろうかというような錯覚を覚えた町民の方もけっこうおられるようです。そのあと5月11日に2回、12日に2回、13日に1回という形で、2つの方法があるのだという周知をされたのですが、これの経緯について本来であれば、全国的にみればオンラインによる周知が逆に窓口を混乱に陥れているということがずいぶん報道などが出ておりまして、そういうことを考えるとやはり、郵送でできるのだということをしっかりすべきだったと思うのですが、その経緯について、どうしてこのようにオンラインのことだけが先行して周知してしまったのかということ、1つは検証したいと思うのですがその事情について説明をいただきたいということが1点です。それから、2点目は、商工業振興費の経営支援給付金についてお聞きしたいと思います。これについては、お聞きしたいことは、説明等によりますと、町の代表者が美深町民である町内の事業者または、という形で、いわゆる宿泊ですとかあるいは飲食サービス等についての事業について対象者だというようなことで周知をしているようでございますが、これは基本的に全事業者という受け取りで良いのかどうか、ということが2つ目です。それに伴って町の方は対象とする事業者をどのように押さえておられるのか、ということをお聞きしたいと思います。そして、3つ目は、生活や経済への影響緩和のなかで町民の暮らしの影響を緩和する施策として4つほど今回は補正をされました。特に、この補正予算にはないのですが、学校の休校にともなう子どもたち、授業を受けられないという子どもたちが非常に心配な状況です。長期にわたってこれが続くと、けっこう大変な事態になってくるのではないかと思います。国はギガスクール構想への取組を前倒しでやりたいというような、各自治体に指示を出しておりまして、各市町村がこれについて、すでに取組を始めている所も各地でございます。町としましても、教育委員会それらについて対応をどうするかということも協議していると思うのですが、それらの方針と、それから予算措置等について今後これが出ていくのか、その辺のところを聞きたいと思います。以上の3点です。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） まず、私から1点目の防災情報端末機による周知の件についてご答弁申し上げます。今回の特別定額給付金につきましては、そもそも国の指示の中では、郵送による方式、それからオンラインによる方式、この2点でやってくださいということで、この制度がスタートしておりまして、わが町としても、その方法でやるということで進んできたところであります。その中で、まず最初に防災情報端末機で周知したのは、その2点で受付しますよということで、周知を防災端末に流したところであります。一方で、オンライン申請の受付が5月1日から出来るようになりまして、全国的に、

すでにそういう受付が始まったということが報道等でも周知されたと、そういうこともあったので、わが町でも、そういう方法をする人がいるのではないかということで、実際にマイナンバーカード、すでに交付を受けている人が500人以上おりますので、そういう方のためにオンライン申請の仕方というのをまず2つ目として出しました。マイナンバーカードがあれば、スマートフォンでも手続き出来るということを周知したいということと、暗証番号が必要ですよと、そういうことを知らせたいということで、それを1点流したところでした。実際に、それで申請が入ってきたら、今度、申請の方法に誤りが結構ありました。世帯主が申請するのですけれども、世帯にいる人以外におじいちゃん、おばあちゃんが入ってしまったりとすとか、そういったミスが、申請が数件あったうち、ほとんどそういうエラーがあるケースがあったので、それで、オンライン申請上の注意というのをさらにもう1回入れて、世帯主以外からの申請は受付できませんという周知をしたということで、いっぺんに出来れば良かったのですけれども、そういった全体的な流れの中で色々な事案が出てきたものですから、何種類か周知したということになっております。今現在は、すでに申請書が11日、月曜日に発送して、昨日現在でだいたい8割くらいのご家庭に届いております。その中で、どういう書類が必要なのかという問い合わせ、再確認のような電話はきております。実際、申請書、すでに200何十件出てきているのですけれども、それについては、そんなに不備な書類はないような状況で受付をしておりますので、概ねあまり混乱しないで出来ている状況です。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 私の方からは、経営支援給付金事業対象者のご質問の部分について申し上げたいと思います。今回のこの経営支援給付金の対象者につきましては、ご存じの通り、美深町民である町内の、代表者が町民である町内の事業者、それと、商工会に加入をしている事業者ということで位置づけておまして、これが全事業者かというご質問ですけれども、これについては美深町商工会に加入していない、代表者が町外の事業者については対象にならないという押さえでいただければと思います。それから、それらの事業者をどのように押さえしているのかというご質問ですけれども、基本的には商工会の加入者については、商工会の名簿等々を確認させていただく。それと加入されていない事業者についても商工会である程度、一定程度押さえられている部分がございます。それらの方と付け合わせしながら一定程度把握して進めているという状況でございます。以上です。

○議長（南 和博君） 望月教育次長。

○教育次長（望月清貴君） 3点目の子どもたちの学習のギガスクールの関係ですね、こ

れにつきましては、議員からもお話ありましたけれども、ギガスクールの推進ということ  
で当初は数年懸けて、というような動きだったわけですが、今般のコロナウイル  
スの関係もございまして、今年度中に進めようというようなことで国が発信をしてきて  
ございます。国の補正予算の中にもあったわけですが、今週の11日に国の  
説明がSNSで、YouTubeで発信されているわけですが、それも見ていきまして、  
早急に教育委員会あるいは理事者とも協議するなかで早急に方向性を出していきたいと考  
えている最中でございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 最初の防災端末機による情報の関係ですが、色々事情の中でそう  
いう形になったということなのですが、ちょっと間違えれば、特にお年寄りや、何人かには、  
オンラインでないと申請できないのかと、この情報をみて、そういう方がおられたの  
で、今後のやり方の中では、十分、それらのことについては注意していただきたいと思  
うところですが、2番目の経営支援給付金の関係ですが、基本的に町民が事業を行っている  
ということなのですが、商工会の方で、全事業者が加入しているわけではないですね。  
商工会の資料を見ても82%前後ですかね、全事業者のうちの82%が加入していると。  
そんな中でとりわけ情報としては防災端末機による情報が1回だけなのですね。いわゆ  
るその、特に生活等について暮らしの中で困っておられる方は、商工会に、言い方が表現  
おかしいかもしれませんが、本当に救急にお金が大変だという方々は商工会にも加盟して  
いない小さな事業者の方も多いのではないかと推測するところですよ。今、商工会で押  
さえているのは小規模事業者が179人、あるいは商工業者が207名という押さえの中  
で、その加盟率が82.1%という押さえなのですね。残りの18%弱の方々、事業者  
の方々には情報がどういう形でいっているのか非常に1つは疑問ですし、締め切りも6月  
10日ということであれば、それらの対策をどうしているのかということについて改めて  
聞きたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 商工会に加盟されていない事業者の対策ということ  
でございます。当初は、加盟されていない部分について、商工会さんで押さえている事業  
所等々、確認させていただいて個別にご案内も考えたのですが、基本的には対象と  
なる事業所をある程度しぼっておりますので、その中で、この事業者が対象になる、この  
事業者は対象にならない、微妙なところも実はあって、そのなかで、こっち来たけど、こ  
っち来ていないというようなことが発生するとまた、不公平が生じるということも考えま  
して、基本的には防災情報端末機での周知、それから新聞報道等でも周知させていただいて

ございます。あわせて今後継続的に防災情報端末機を中心に周知を図っていくという考えでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） ちょっと私の理解が悪いのかもしれませんが、給付対象の主な要件の中には、商工会で出してきた資料なのですが、そこには、宿泊業、飲食サービス業、飲食料品に関わる製造業、卸売・小売業、生活関連サービス業を営んでいる美深町商工会に加盟している事業者又は代表者が美深町民である町内の事業者で引き続き事業を継承する意思がある事業所であること、ということが1つ目は押さえにしてありますが、町の防災端末機では最初に代表者が美深町民である町内の事業者又は宿泊業、飲食サービス業、という形で防災端末で1回流れた中では、多分そういう表現になっていると思うのですね。対象者は、先ほど、私、よく理解できなかったのかもしれないけれども、いわゆる、町の中で、基本的に美深町民である町内の事業者が対象だということの押さえで良いのですよね。先ほどの答弁の中では、なおかつ、商工会に加盟している事業所のような聞こえ方がしたのだけれども、そうではないですよ。全事業所が対象なのですよ。改めて聞きます。3回目ですが。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 対象の部分について、改めてご説明させていただきたいと思いますが、基本的に、まず、事業を営んでいる方が対象の部分で、町内で代表者が美深町民である事業者、まずこれが1点。それと、または、商工会に加入している事業者、これがまず、人の対象です。なので、美深町商工会に加入していない町外の方が代表となっている事業所については対象にはなっていません。それと併せて、対象となる業種、これも限定してございます。先ほどご質問にあった通り、対象となる業種については宿泊業、飲食サービス業、飲食料品に関わる製造業、卸売・小売業、生活関連サービス業、この業を営んでいる方々が対象という部分で、これ以外の業を営んでいる方々については対象にならないという部分ですので美深町で事業を営んでいる方々全員が対象となるというわけではございません。以上です。

○議長（南 和博君） ほか、ありませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 感染予防機器の配備についてご質問いたします。全部で43台配備予定ということですが、これは全て同じ機種になるのか、という点と、昨今、コロナ関連に関わるそういった製品というものが世界的に品薄な状態の中で、性能が劣るものとか色んな粗悪品だとかが出回っているような状況たくさん耳にいたしますけれども、

購入をしようとしている、しようと考えている機械については、性能の確認というものはしっかり取れているものなのかどうなのか。それと、価格についてはコロナ発生前の価格と比べてどのような形になって変化しているのかという部分。それと、配備はいつごろから出来る予定になっているのかを伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 望月教育次長。

○教育次長（望月清貴君） 教育費の方で予算大きいのでお答えしたいと思いますけれども、次亜塩素酸を発生させる空間除菌脱臭機というようなことで私どもが確認している時点では同じようなものは一種類かと思っております。次亜塩素酸水を出すだけ、ですとかそういうものはかなり出回っておりますけれども、大きなメーカーで作っているものでありまして、年数も実績がございまして、性能的にも優れているものかと考えてございます。それから、価格については、もちろん今、国内的にも品薄といいますか、特に医療関係も含めてでしょうけれども本当に需要が多くなっておりまして、なかなか納期は厳しいということですが、予算でございまして年度内に納めていただければと考えておりますけれども、そんなことで確約まではできないと思っておりますけれども、是非、子どもたちの安心した予防のために取り入れていきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今の僕の聞き方が悪かったのかどうかなのですが、価格に関しては、この機械に関しては今回出てきたものではなくて従来からあって信頼性のある機械であるということのようで安心したところではあるのですが、価格については従来と変わっていないのですか。それとも、こういう事態になって少し引き合いがあって需要と供給の関係で価格そのものが若干上がっているとかそういう事にはなっているのかどうか、ちょっとそこら辺もう一度お願いします。

○議長（南 和博君） 望月教育次長。

○教育次長（望月清貴君） 特に品薄ということは間違いなくあるのですが、価格がこの時期なので高いですというお話はございませんけれども。

○6番（藤原芳幸君） わかりました。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 7ページなのですが、私いつもこれには、ちょっと質問させてもらっているのは本当に心苦しいのですが、2款12目、自治活動推進費の修繕料、第一コミセン、玄関ガラスの破損、110万円ということで出ているのですが、理由がわからない、過去にもほっとプラザも理由がわからない、理由がわからないで何故そんなことになるのか、品質が悪いのか、どうなのかという想定しかありませんが、これは色々は

言いたくはないですけども、火災保険等で適用になるのかだけ教えてください。それと、これは国、経営支援の方、コロナウイルスの方でお聞きしますが、国でも、そのあとの方は道においても同じく延長とかそのような補助関係は何も出ていないですから、美深町に言うのは酷なのかもしれないですけども、考えだけ、解除になって、あとからでもずっと続いている場合は、北海道が解除になってもそれで打ち切りなのか、それとも、感染地区の指定がとけないですっと間の休業補償の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。それと、テイクアウト等PR事業、これは防災端末機のデータ作成料ですとか使用料、まちがチラシ印刷、新聞折り込み等の助成があるのですけれども、これも先ほどの該当のことで同僚議員が質問していましたけれども、飲食業と宿泊業を営むということが対象となっていますよね。ただこれに関して、例えば給食の納入業者ですとか、関連する業種も結構あると思うのですね。肉屋さんに話を聞きますと、見込みで結構ストックがもうあるのだというような話も耳に入っております。そういう中で、私が思うのは、やはりここに書いてある飲食業、宿泊業だけではなく、関連する業種、今、金額で言えば90万でチラシは1回限りで、あとは情報端末機のデータの作成料これは送信料の手数料も全額と書いてあるから私もそのようなことなのかと思いますけれども、通信料は具体的には書いていないですけども、通信料も無料なのかと思っていますけれども、せめて防災の町内への防災の通信料くらいは全業種でも売り上げが絶対減っているわけですから、この飲食・宿泊以外の業種に対しても、人がいつもより来ないので、必ず増えるというのにはあり得ないわけです。ですから、私は門戸を広げて予算もそんな高額にもなるわけがないですから、そこらへんもやはり考慮いただいたいと思うので、そこら辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 3点ほど、全部企画の担当という部分で、まず、自治活動推進費の修繕料の部分ということなのですけれども、こちらについては第4・第5コミセンの自動ドアの修繕という部分なのですけれども、いわゆる通称、商工会が入っていますのでSUN21ということでおかれておりますけれども、その部分の自動ドアです。こちらについては、原因がわからないという部分について、実は業者さんの方とも色々調査等行っていただいたのですけれども、なかなか特定が出来ないという状況です。設置してから25年程経過しているのです、経年劣化の部分もあるだろうという部分と、あるいは品質そのものの低下というなかで、何か衝撃があって割れたわけでもないし、何かがぶつかって割れたわけではないのでなかなか特定が出来ないというなかで今回はガラスだけではなくて古くなっている装置も含めて安全性を見て、装置も含めて修繕を行うということ

のご提案でございます。それから、経営支援給付金の、すいません、火災保険の部分につきましては対象となるということで今現在申請を進めているところでございます。それから、経営支援給付金の部分なのですけれども、こちらの部分については、基本的には考え方として2月、3月、4月の対象月の中で経営が30%以上売り上げが落ちた部分について、先ほど申しました対象業種の方に今後、経営をしっかりと立て直してもらおうという部分での給付金という意味合いで支給しているものでございまして、休業補償という形の給付金ではございませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。今後この状況が長引いて、さらに状況どうなるかわからないという部分がありますので、その部分については色んな状況をみながら今後の部分については検討していきたいと思っております。ただ、今回の給付金については、あくまで休業補償ではないということだけのご理解いただければと思います。それから、テイクアウトの商工業者が行うテイクアウトのPR支援の部分なのですけれども、基本的には、こちらについては、前回もお話したかと思うのですけれども、あくまで影響の非常に大きかった、今回の新型コロナウイルス感染症の非常に影響の大きい飲食業、それから宿泊業、こちらを経営の中で、お客さんが来ない、通常の商店ですと買い物等でちょっと来て買うという部分ではあると思うのですけれども、飲食店の場合は食事をする、長く滞在するという部分でなかなかその今、外出自粛されている中でお客さんが来ないという状況がありますので、その影響の大きかったこの2つの業種を対象としてこういった支援を行うというものでございますので、確かに一般の小売等も影響あるのかもしれませんけれども、あくまでも影響の大きかった部分ということでご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ちょっと私が聞き間違えていたのをお詫びしないとダメなので玄関ガラスの第1コミセンの方は別に今の説明で4と5の商工会館のドアのことだと思うのですけれども、その場所と第1コミセンのドアのとこなのか、ちょっと私、メモには第1コミセンの玄関ガラスの破損としかメモには書いていなかったものですから。

○議長（南 和博君） 第4、第5のコミセンのことです。

○7番（小口英治君） それでは故障、割れてはいないのですね。

○議長（南 和博君） ちょっと整理して質問してください。よろしいですか。ほか、2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 私の方からは、7ページの経営支援給付金、何人かの議員さんの方でも話があったのですけれども、先ほど、代表者が美深町民であること、あと、業種は限定されていますということで宿泊業、の関係だったのですが、今、学校の方も休校し



ていまして、教育関連に携わる方についてもほとんど休みになっている感じになっているのです。そちらの方は対象には、さきほどの話だと、ならないような話だったのですが、その部分についても商工会の方にお話をすれば相談はして、相談の対象になるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ご質問の部分については、基本的には町の方に相談に来ていただければと思うのですけれども、業種のなかで、生活関連サービス業というちょっと広い部分も設けてございます。そういった中で、対応できる部分については対応していくと。以上です。

○議長（南 和博君） ほか、なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第26号について採決します。議案第26号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第1号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第26号は可決されました。以上で本臨時会の案件は終了しましたので会議を閉じます。これで、令和2年第2回美深町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前11時8分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 小 口 英 治

署名議員 中 野 勇 治